平成２３年（フ）第１９６３号
埼玉県川口市戸塚東１丁目23番７―202号
アリュージュ東川口
債務者　小林　　清
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１６号
さいたま市桜区大字上大久保420番地　ヤマザキハイツ207
債務者　吉田　克夫
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
石川県小松市安宅町甲10番地　市営木曽町住宅１棟194号室
債務者　古谷恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第７１１号
兵庫県加古郡稲美町草谷１番地の19
債務者　大西　市郎
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７１５号
兵庫県高砂市曽根町723番地
債務者　光タイルこと　岸本　幸良
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７１９号
兵庫県姫路市坂元町72番地　アートマンションＮＯ　５―515、従前の住所兵庫県姫路市広畑区東夢前台４丁目113番地17
債務者　真栄田恒雄
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０５号
山口県岩国市南岩国町２丁目88番13号
債務者　小川　　修
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１２９号
山口県岩国市元町２丁目２番１号―103号
債務者　安野　節雄
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５６９５号
大阪府寝屋川市木屋元町７―13、住民票上の住所和歌山県紀の川市藤崎253番地２
債務者　宇多　正樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８２１号
大阪市西成区南津守４丁目１番65号
債務者　神谷健太郎
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８７１号
大阪府吹田市千里山月が丘２番３―306号
債務者　松永　一人
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４７号
大阪府守口市大久保町５丁目45番６号、事業所所在地大阪府守口市大久保町５丁目45番６号
債務者　前田工務店こと　前田　延行
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４８号
大阪府守口市大久保町５丁目45番６号、事業所所在地大阪府寝屋川市上神田２丁目22
債務者　ＮＫドライこと　前田　和子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６５号
大阪市中央区島之内２丁目７番16号
債務者　竹中　　保
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９９１号
大阪市淀川区三津屋中１丁目４番７号　グランメールマツダ303号
債務者　森田くみ子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１８１号
大阪府枚方市中宮東之町33番15号
債務者　宮田昭二郎
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３３３号
大阪市西成区南津守３丁目７番５号
債務者　弓埜　佳子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６９号
大阪市平野区長吉長原２丁目14番１―1003号
債務者　南野　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部